

雨水浸透阻害行為許可事務（権限移譲・委任）

- 特定都市河川流域内における1,000㎡以上の開発等の行為（雨水浸透阻害行為）に伴う許可事務を**太田市**及び**太田土木事務所**へ権限移譲・委任し、開発許可の窓口と統一することにより、申請者の利便性向上を見込む

■ 雨水浸透阻害行為と事務内容

許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例

例 1 : 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



例 2 : 土地の舗装



雨水貯留浸透施設の例



写真 雨水貯留槽（地下埋設）



写真 透水性舗装

主な事務内容

- 雨水浸透阻害行為の許可
- 雨水貯留浸透施設の工事完了届の受理、検査
- 雨水貯留浸透施設の標識の設置
- 許可の取消し、工事の停止命令等の監督処分 等

■ 許可の実績（令和5年12月～令和7年2月）

市町	件数	開発行為の種別・件数	対策施設
太田市	16	・建築物（店舗、倉庫など）の建築 : 4 ・分譲（建売）住宅 : 5 ・駐車場、モータープール : 4 ・太陽光パネル、電気関係施設 : 3	・調整池 : 7 ・貯留浸透施設（地下） : 9
大泉町	4	・建築物（店舗、倉庫など）の建築 : 2 ・分譲（建売）住宅 : 0 ・駐車場、モータープール : 1 ・太陽光パネル、電気関係施設 : 1	・調整池 : 3 ・貯留浸透施設（地下） : 1
千代田町	0	-	-

■ 事務窓口（予定）

市町	現在の窓口（～令和7年3月）	令和7年度4月以降の窓口
太田市	群馬県県土整備部河川課	太田市都市政策部道路整備課
大泉町 千代田町		群馬県太田土木事務所計画調整係